

千葉県報

定例
令和4年3月15日

附則
この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。

第13718号

- 主　要　目　次
- 企業局管理規程
 - 千葉県企業局戸舎管理規程の一部を改正する管理規程
 - 告　示
 - 令和二年度千葉県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領
 - 生活保護法等に基づく指定介護機関の主たる事務所の所在地の変更（二件）
 - 漁業災害補償法に基づく特定第一号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定
 - 家畜の伝染病予防検査の実施
 - 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（二件）
 - 国土調査の成果の認証（三件）
 - 道路区域の変更（三件）
 - 都市計画下水道事業の事業計画の変更（認可）
 - 公安委員会告示
 - 警備員指導教育責任者講習の実施
 - 特定調達公告
 - 落札者等の公告（三件）
 - 正　誤
 - 令和三年三月十二日付け県報第一三六一四号中

千葉県告示第二百二十三号
令和三年十二月定期県議会の議決を経た令和二年度千葉県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領を、その認定に関する議会の議決及び監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

令和四年三月十五日

千葉県知事　熊谷　俊人

一　　決算の認定に関する議会の議決　認定
二　　決算の要領及び監査委員の意見　別冊のとおり

千葉県告示第二百二十四号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国後の自立の支援に関する法律）第七条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律）の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十一条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律）の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があつた。

令和四年三月十五日

千葉県知事　熊谷　俊人

千葉県企業局戸舎管理規程の一部を改正する管理規程
令和四年三月十五日

千葉県企業局長　田中剛

千葉県企業局管理規程第一号

千葉県企業局戸舎管理規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局戸舎管理規程（平成二十一年千葉県水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「申請書」を「申請書」に改め、「⑩」を削り、同様式の注を削る。

事業者の 名称	主たる事務所の所在地		指定に係 る事業所 の名称	事業所の 所在地	サービス の種類	変更年月
	変更前	変更後				
アルファ メディア ル	松戸市本 町一の五	松戸市本 町一の五	有限会社 アルファ メディア ル	松戸市西 町一七四	馬橋蔵元	貸与
アルファ メディア ル	松戸市西 町一七四	松戸市西 町一七四	有限会社 アルファ メディア ル	馬橋蔵元	馬橋蔵元	福祉用具
アルファ メディア ル	松戸市西 町一七四	松戸市西 町一七四	特定福祉 用具販売	馬橋蔵元	馬橋蔵元	平成二十 四年一月 十一日
						〃

千葉県報 第13718号		申請すべき期間を次のとおり定めた。							
		令和四年三月十五日							
<p>一 制限措置の内容</p> <p>1 漁業種類 手縄第三種漁業</p> <p>2 船舶の総トン数 十五トン未満</p> <p>3 推進機関の馬力数 八十キロワット（二十五馬力）以下</p> <p>4 漁業時期 周年</p> <p>5 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき区域 共同漁業権共第二号（平成二十五年九月一日免許）の漁場の区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>操業区域</th> <th>漁業を営む者の資格</th> <th>許可又は起業の認可をすべき船舶等の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同漁業権共第二号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者</td> <td>二隻</td> <td>八隻</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 漁業時期 周年</p> <p>7 漁業を営む者の資格 操業区域に接する地域に住所を有する者</p> <p>二 許可又は起業の認可を申請すべき期間</p> <p>令和四年三月十六日から四月十五日まで</p>				操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	共同漁業権共第二号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者	二隻	八隻
操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数							
共同漁業権共第二号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者	二隻	八隻							
<p>千葉県告示第二百二十九号</p> <p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一條第二項の規定により、かご漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。</p> <p>令和四年三月十五日</p>									
<p>千葉県告示第二百三十号</p> <p>国土調査法（昭和一十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和四年三月十五日次のとおり国土調査の成果を認証した。</p> <p>令和四年三月十五日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p>									
<p>千葉県告示第二百三十一号</p> <p>国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和四年三月十五日次のとおり国土調査の成果を認証した。</p> <p>令和四年三月十五日</p>									

千葉県知事 熊谷 俊人